

## 議案第15号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立倉吉未来中心） について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立倉吉未来中心
- 2 指定管理者 鳥取市尚徳町101番地5  
公益財団法人鳥取県文化振興財団  
理事長 山 本 仁 志
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理由 倉吉未来中心の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県文化振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。